

○美馬市都市公園条例

平成17年10月12日

条例第285号

改正 平成25年2月22日条例第7号

平成26年3月13日条例第9号

令和元年6月28日条例第1号

美馬市都市公園条例（平成17年美馬市条例第200号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

（市が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（1） 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

（2） 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、

近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(名称及び位置)

第2条 都市公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 新町公園
- (2) 位置 美馬市脇町新町196番地(代表地番)

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- (4) 競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) 建物又は付属施設若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めるとき。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (6) 指定場所以外において、火気を使用し、たき火をすること。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) ふん害等により都市公園内の環境及び衛生を損なうおそれのある飼い犬等を入園させること。
- (9) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (10) 都市公園敷地内で、許可を得ず飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。

(1 1) 騒音を発生し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすこと。

(1 2) 危険物又は悪臭のあるものその他他人の迷惑となるような物を持ち込むこと。

(1 3) 前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理上必要な指示に反すること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第6条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、多目的体育館、テニスコート及び温水利用型運動施設とする。

2 有料公園施設（温水利用型運動施設を除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。

有料公園施設の 名称又は種類	供用日	供用時間
多目的体育館及 びテニスコート	1月1日から12月31日まで。ただし、火曜日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1	午前8時30分から午後10時まで
温水利用型運動 施設	78号)に規定する休日(以下「休日」という。)に 当たるときは、その翌日以後の最初の休日(な い日)を除く。	午前11時から午後9時30分まで

4 市長は、有料公園の管理上その他の理由により必要があると認める場合は、前項に規定する供用日又は供用時間を変更することができる。

(使用料の額)

第7条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を市長に納付しなければならない。

2 前条第2項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を市長に納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第8条 前条第1項又は第2項の規定による使用料は、市長が許可をする際、その全額を徴収する。ただし、有料公園施設のうち温水利用型運動施設の使用料は、同施設への入場の際、利用券を発行して徴収する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用、公共の用又は公益事業のために都市公園の使用をする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の理由があると認める場合

(使用料の還付)

第10条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって都市公園の使用ができないときその他市長が特別の理由によりやむを得ないと認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命じることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) 第3条第4項各号のいずれかに該当する理由を有することが判明した者

(3) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(4) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (指定管理者)

第12条 市長は、都市公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に都市公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) 都市公園の事業として市長が定める事業に関する業務
- (3) 都市公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に都市公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

4 第2項の規定により利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第7条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、第7条第1項中「別表第1に掲げる」とあるのは「別表第1に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」と、同条第2項中「別表第2に掲げる」とあるのは「別表第2に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」と、第9条及び第10条中「使用」とあるのは「利用」と読み替えて、これら

の規定を適用する。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第14条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 第3条から第11条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の2倍に相当する額以下の過料を科する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(美馬市多目的体育館設置条例及び美馬市多目的体育館温水利用型運動施設設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 美馬市多目的体育館設置条例(平成17年美馬市条例第101号)

(2) 美馬市多目的体育館温水利用型運動施設設置条例（平成17年美馬市条例第102号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の美馬市都市公園条例又は前項の規定による廃止前の美馬市多目的体育館設置条例若しくは美馬市多目的体育館温水利用型運動施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年2月22日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第2条（別表第1の改正規定を除く。）、第3条、第4条、第8条（別表第1及び別表第2の改正規定（3 温水利用型運動施設の使用料に係る部分を除く。））、第21条、第22条、第25条、第28条、第29条、第32条（別表の改正規定（2 駐車場使用料に係る部分を除く。））、第35条、第37条（別表の改正規定（3 入浴施設使用料に係る部分を除く。））及び第43条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（美馬市都市公園条例に関する経過措置）

7 第6条の規定による改正後の美馬市都市公園条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額
第3条第1項第1号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	40円
第3条第1項第2号に掲げる行為	写真撮影	写真機1台1日につき	510円
	映画撮影	1日につき	10,470円
第3条第1項第3号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	10円
第3条第1項第4号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	10円

備考 占用面積、期間等がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない占用面積、期間等及び占用面積、期間等に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の占用面積、期間等は、それぞれ同表に定める単位の占用面積、期間等として計算するものとする。

別表第2（第7条関係）

有料公園施設

1 美馬市多目的体育館（附属施設及び備品を含む。）使用料

使用区分				使用料の額		
				1時間当たり	備考	
メインアリーナ	スポーツに使用する	入場料の類を徴収しない場合 A	市民の使用	1,880円	基本額	使用料の額は、全面を使用する場合の額である。
			市民以外の使用	2,820円		
	入場料の類を徴収する場合 B	市民の使用	9,400円	基本額の5倍		
		市民以外の使用	14,100円			
スポーツ以外に使	入場料の類を徴収しない場合 C	市民の使用	9,400円	基本額		
		市民以外の使用	14,100円		の5倍	

	用する場合			円		
	合	入場料の類を徴収する場合 D	市民の使用	47,000円	基本額の25倍	
			市民以外の使用	70,500円		
会議室・ミーティング室	スポーツに使用する場合	入場料の類を徴収しない場合 A	市民の使用	300円	基本額	冷暖房設備を使用する場合は、1時間当たり100円を加算する。
			市民以外の使用	460円		
	入場料の類を徴収する場合 B	市民の使用	1,500円	基本額の5倍		
		市民以外の使用	2,300円			
	スポーツ以外に使用する場合	入場料の類を徴収しない場合 C	市民の使用	1,500円	基本額の5倍	
			市民以外の使用	2,300円		
入場料の類を徴収する場合 D	市民の使用	7,500円	基本額の25倍			
	市民以外の使用	11,500円				
集会室	スポーツに使用する場合	入場料の類を徴収しない場合 A	市民の使用	410円	基本額	冷暖房設備を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する。
			市民以外の使用	620円		
	入場料の類を徴収する場合 B	市民の使用	2,050円	基本額の5倍		
		市民以外の使用	3,100円			
	スポーツ以外に使用する場合	入場料の類を徴収しない場合 C	市民の使用	2,050円	基本額の5倍	
			市民以外の使用	3,100円		
入場料の類を徴収する場合 D	市民の使用	10,250円	基本額の25倍			

			市民以外の使用	15,500円	倍
トレーニングルーム	1日1回当たり	市民の使用		200円	高校生以上から使用可能とする。
		市民以外の使用		300円	

備考

- 1 メインアリーナの床面の3分の1以下を使用する場合はこの表に規定する使用料の額の3分の1の額とし、2分の1を使用する場合はこの表に規定する使用料の額の2分の1の額とし、3分の2を使用する場合はこの表に規定する使用料の額の3分の2の額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 メインアリーナの冷暖房設備及びフロアシートを使用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。

設備・器具名	使用料の額	備考
冷暖房設備	10,470円	1時間当たり
フロアシート	10,470円	全面

(注) 入場料を徴収する場合又は営利を目的とした場合の使用料の額は、上記の使用料の額の2倍の額とする。

2 テニスコート使用料

使用区分		使用料の額			備考
		1面1時間当たり			
		コート使用料	夜間照明使用料		
スポーツで使用する場合（アマチュアスポーツ）	入場料の類を徴収しない場合 A	市民の使用	510円	510円	テニス用具(ラケット及びボール) 1時
		市民以外の使用	780円		
	入場料の類を徴収す	市民の使用	2,550	2,550	

	る場合 B (Aの5倍)		円	円	間当たり 100円
		市民以外の使 用	3,900 円		
スポーツ以外で 使用する場合 (アマチュアス ポーツ以外)	入場料の類を徴収し ない場合 C (Aの5倍)	市民の使用	2,550 円	2,550 円	
		市民以外の使 用	3,900 円		
	入場料の類を徴収す る場合 D (Aの25倍)	市民の使用	12,750 円	12,750 円	
		市民以外の使 用	19,500 円		

3 温水利用型運動施設の使用料

使用料の額	備考
1日1回当たり 510円	小学生以下の者の使用料の額は、250円とする。

○美馬市都市公園条例施行規則

平成17年10月24日

教育委員会規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、美馬市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成17年美馬市訓令第3号）第2条の規定により、市長から委任を受けた美馬市都市公園条例（平成17年美馬市条例第285号。以下「条例」という。）に規定する都市公園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(行為等の許可申請)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、あらかじめ都市公園内行為許可申請書（様式第1号）を美馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者が許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする場合には、都市公園内行為許可変更申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(行為等の許可)

第3条 教育委員会は、条例第3条第1項各号に掲げる行為について許可したときは都市公園内行為許可書（様式第3号）を、許可を受けた事項の変更について許可したときは都市公園内行為変更許可書（様式第4号）を交付する。

(有料公園施設の使用の許可申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する都市公園の有料公園施設（以下単に「有料公園施設」という。）のうち多目的体育館又はテニスコートを使用しようとする者は、あらかじめ都市公園多目的体育館使用許可申請書（様式第5号）、都市公園テニスコート使用許可申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、多目的体育館を個人で使用する場合又は多目的体育館内のトレーニングルームを個人で使用する場合は、次に掲げる施設ごとに定める受付簿等に記載することにより、美馬市多目的体育館使用許可申請書の提出に代える

ことができるものとする。

(1) 多目的体育館（トレーニングルームを除く。）を個人で使用する場合 都市公園多目的体育館個人使用者受付簿（様式第7号）

(2) 多目的体育館内のトレーニングルームを個人で使用する場合 都市公園体育館トレーニングルーム使用者受付簿（様式第7号の2）

3 前2項の使用許可の申請の受付開始日は、原則として次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 全国大会、四国大会、県大会並びに美馬市主催行事及びそれに類するものは、使用しようとする日前1か年

(2) 前号の大会以外の大会及びそれに類するものは、使用しようとする日前6か月

(3) その他の通常使用は、使用しようとする日前1か月
(有料公園施設の使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定により有料公園施設の使用を許可したときは、次に掲げる施設ごとに定める許可書を使用を許可した者に交付する。

(1) 多目的体育館又はテニスコート 都市公園多目的体育館使用許可書（様式第8号）、都市公園テニスコート使用許可書（様式第9号）

(2) 多目的体育館（トレーニングルームを除く。）の個人使用 都市公園多目的体育館（エントランスホール、ホワイエ、客席）個人使用券（様式第10号）

(3) 多目的体育館内のトレーニングルームの個人使用 都市公園多目的体育館トレーニングルーム個人使用券（様式第10号の2）又は都市公園多目的体育館トレーニングルーム使用回数券（様式第10号の3）

(温水利用型運動施設の使用手続)

第6条 有料公園施設のうち温水利用型運動施設を使用しようとする者は、条例第8条ただし書に規定する利用券の交付を受けなければならない。

(有料公園施設の使用の許可事項の変更手続)

第7条 第5条第1号により有料公園施設の使用の許可を受けた者のうちその許可を

受けた事項の変更の許可を受けようとする者（以下次項において「変更申請者」という。）は、当該使用許可書を添えて、都市公園多目的体育館許可変更申請書（様式第11号）都市公園テニスコート許可変更申請書（様式第12号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の変更を許可したときは、都市公園多目的体育館使用許可変更許可書（様式第13号）を変更申請者に交付する。

（有料公園施設の使用の制限）

第8条 有料公園施設を有効に利用するため、団体使用、個人使用及び体育館行事の割振りは、教育委員会が別に定める。

- 2 有料公園施設の使用期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、有料公園施設の使用を拒否し、若しくは退去させなければならない。

（1） 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 施設の運営方針及び設立の趣旨に違反すると認めるとき。

（3） 施設又は附属施設を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

（4） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（5） 泥酔者、異常な言動をする者等であって、他の使用者に威圧又は嫌悪な情を感じさせるなどして、他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（6） 前5号に掲げるもののほか、公益上又は管理上使用を不相当と認めるとき。

（有料公園施設の特別設備等の承認）

第9条 有料公園施設の使用の許可を受けた者のうち使用に当たって特別の設備を設け、若しくは設備を変更し、又は特殊物件を搬入しようとする者（以下次項において「設備変更等申請者」という。）は、第4条第1項又は第6条第1項に規定する申請書を添えて、都市公園多目的体育館設備変更許可申請書（様式第14号）、都

市公園テニスコート設備変更許可申請書（様式第15号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の変更等を許可したときは、都市公園多目的体育館設備変更許可書（様式第16号）を設備変更等申請者に交付する。
- 3 第1項の設備の変更等に伴う経費は、すべて前項の許可を受けた者の負担とする。
- 4 多目的体育館又はテニスコートに所定のライン等を引く場合であっても、前3項の規定によらなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者（以下次項において「減免申請者」という。）は、次に掲げる行為又は施設ごとに定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（1） 第3条の規定により許可を受けた行為 都市公園内行為使用料減免申請書（様式第17号）

（2） 多目的体育館又はテニスコート 都市公園多目的体育館使用料減免申請書（様式第18号）、都市公園テニスコート使用料減免申請書（様式第19号）

- 2 教育委員会は、前項の使用料の減額又は免除を許可したときは、次に掲げる行為又は施設ごとに定める許可書を減免申請者に交付する。

（1） 第3条の規定により許可を受けた行為等 都市公園内行為使用料減免許可書（様式第20号）

（2） 多目的体育館又はテニスコート 都市公園多目的体育館使用料減免許可書（様式第21号）、都市公園テニスコート使用料減免許可書（様式第22号）

（使用料の還付）

第11条 条例第10条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次のとおりとする。

（1） 使用の許可を受けた者の責めによらない理由で使用できなかった場合 100分の100の額

（2） 公益上及び教育委員会の都合で使用の許可を取り消した場合 100分の

100の額

(3) 使用しようとする日前3日までに使用を取り消した場合で、かつ、相当の理由があると教育委員会が認める場合 100分の50の額

(4) 使用しようとする日前3日までに使用の許可を受けた者の都合で使用を取り消した場合 100分の30の額

2 使用しようとする日前3日までに取消しの申請をしない場合又は条例第11条の規定により使用の許可を取り消された場合は、使用料は還付しないものとする。

3 使用の許可を受けた者のうち既納の使用料の還付を受けようとする者（以下次項において「還付申請者」という。）は、使用しようとする日前3日までに、次に掲げる行為又は施設ごとに定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 第3条の規定により許可を受けた行為 都市公園内行為使用料還付申請書（様式第23号）

(2) 多目的体育館又はテニスコート 都市公園多目的体育館使用料還付申請書（様式第24号）、都市公園テニスコート使用料還付申請書（様式第25号）

4 教育委員会は、前項の使用料の還付を許可したときは、次に掲げる行為又は施設ごとに定める許可書を還付申請者に交付する。

(1) 第3条の規定により許可を受けた行為 都市公園内行為使用料還付許可書（様式第26号）

(2) 多目的体育館又はテニスコート 都市公園多目的体育館使用料還付許可書（様式第27号）、都市公園テニスコート使用料還付許可書（様式第28号）

（使用者の遵守事項）

第12条 都市公園の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たって次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 条例、この規則又はこれらに基づく指示に従うこと。

(2) 都市公園の内外の秩序を保つため必要があるときは、整理員を置くこと。

(3) 都市公園の清潔を保つこと。

(4) 都市公園の使用を終了したときは、教育委員会の点検を受けなければならない

ないこと。

(5) 都市公園の管理上必要となる教育委員会の入場を拒むことはできないこと。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに原状に回復し、教育委員会の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しない場合は、教育委員会がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者が都市公園の施設若しくは附属施設又は備品等を故意又は過失によって、損傷し、若しくは滅失したときは、何人の行為によるものであっても、教育委員会の指示に従ってその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、その損傷、滅失等の復元に要した実費とする。

(賠償の免責)

第15条 都市公園の使用により、条例又はこの規則による処分により使用者が被った損害については、市は、特別の事由がある場合を除くほか、賠償の責めを負わないものとする。

(使用時間の基準)

第16条 使用時間は、準備及び原状に復する時間を含むものとする。

(使用時間の超過)

第17条 使用時間の超過は、教育委員会が特に必要と認める場合で、かつ、管理上支障のない場合に限り許可することができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第18条 条例第12条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に都市公園の管理を行わせる場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条から第9条まで、第12条、第13条及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、様式第1号から様式第

6号まで及び様式第8号から様式第25号までの規定中「美馬市教育委員会」とあるのは「都市公園指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 2 条例第13条第2項の規定により指定管理者に都市公園の利用に係る料金を收受させる場合にあつては、第10条及び第11条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用」とあるのは「利用」と、様式第26号から様式第28号までの規定中「美馬市教育委員会」とあるのは「都市公園指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(美馬市多目的体育館設置条例施行規則の廃止)
- 2 美馬市多目的体育館設置条例施行規則（平成17年美馬市教育委員会規則第30号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の美馬市多目的体育館設置条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

都市公園内行為使用許可申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

都市公園において次のとおり行為をしたいので、許可願いたく申請します。

※ 許可番号			
申請者	氏名	① (TEL)	
	住所		
	団体名		
	使用責任者	(TEL)	
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
行為の目的			
行為を行う場所			
行為の内容			
予定人数	人		
※ 使用料	募金その他これに類する行為	円	※ 納期限 年 月 日 
	写真撮影	円	
	映画撮影	円	
	物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為	円	
	競技会、展覧会、博覧会・集会その他これらに類する催し	円	
	合計	円	

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 2 収容人員を制限することがあります。

様式第2号(第2条関係)

都市公園内行為許可変更申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

年 月 日付第 号により許可を受けた事項について、次のとおり変更したいので許可願いたく申請します。

※ 許可番号		変更前の許可番号	
申請者	氏名	㊟	納付額 円
	住所		変更額 円
	電話番号		過不足額 円
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
行為の場所			
予定人数	人		
変更する理由			
変更する内容			

様式第3号(第3条関係)

都市公園内行為許可書

年 月 日

年 月 日申請のあった行為については、次のとおり許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 許可番号			
申請者	氏名	様 (TEL)	
	住所		
	団体名		
	使用責任者	様 (TEL)	
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
行為の目的			
行為の場所			
行為の内容			
予定人数	人		
※ 使用料	募金その他これに類する行為	円	※ 納期限 年 月 日 領収印
	写真撮影	円	
	映画撮影	円	
	物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為	円	
	競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催し	円	
	合計	円	

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 2 収容人員を制限することがあります。

連絡先 美馬市多目的体育館 電話(0883)53-2424 FAX(0883)53-2425

様式第4号(第3条関係)

都市公園内行為変更許可書

年 月 日

年 月 日付第 号で許可した行為を変更することについては、次のとおり許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 許可番号		変更前の許可番号			
申請者	氏名	様	使用料	納付額	円
	住所			変更額	円
	電話番号			過不足額	円
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで				
行為の場所					
使用予定人数	人				
変更する理由					
変更する内容					

様式第5号(第4条関係)

都市公園多目的体育館使用許可申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

多目的体育館を次のとおり使用したいので、申請します。

※ 許可番号			
申請者	氏名	㊟ (TEL)	
	住所		
	団体名		
	使用責任者	(TEL)	
使用年月日	年 月 日(曜日)	時 分から	
	年 月 日(曜日)	時 分まで	
使用目的			
使用施設			
使用器具	品名	数量	品名 数量
使用予定人数	人		
使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/3・2/3・1/2		
	<input type="checkbox"/> アマチュアで使用 <input type="checkbox"/> アマチュア以外で使用		
入場料	<input type="checkbox"/> 徴収する <input type="checkbox"/> 徴収しない		
特別設備等設置の有無	<input type="checkbox"/> 有(別紙) <input type="checkbox"/> 無		
※ 使用料	施設使用料	円	※ 納期限 年 月 日 領収印
	夜間照明使用料	円	
	電気使用料	円	
	その他	円	
	合計	円	

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 2 収容人員を制限することがあります。

様式第6号(第4条関係)

都市公園「テニスコート」使用許可申請書

美馬市教育委員会 様

「テニスコート」を次のとおり使用したいので、申請します。

年 月 日

※ 許可番号		
申請者	氏名	印 (TEL)
	住所	
	団体名	
	使用責任者	(TEL)
使用年月日	年 月 日 曜日 時 分～ 時 分	
使用目的		
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート	
使用器具	品名 数量	品名 数量
使用予定人数	人	
使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/4・2/4・3/4	
	<input type="checkbox"/> スポーツで使用 <input type="checkbox"/> スポーツ以外で使用	
入場料	<input type="checkbox"/> 徴収する <input type="checkbox"/> 徴収しない	
特別設備等設置の有無	<input type="checkbox"/> 有(別紙) <input type="checkbox"/> 無	
※ 使用料	施設使用料	円 ※ 納期限
	ナイター使用料	円 年 月 日
	電気使用料	円
	その他	円
	合計	円

- ◎ 備考 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
2 収容人員を制限することがあります。

様式第8号(第5条関係)

都市公園多目的体育館使用許可書

年 月 日

次のとおり多目的体育館の使用を許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 許可番号			
申請者	氏名	様 (TEL)	
	住所		
	団体名		
	使用責任者	様 (TEL)	
使用年月日	年 月 日(曜日)	時 分から	
	年 月 日(曜日)	時 分まで	
使用目的			
使用施設			
使用器具	品名	数量	品名 数量
使用予定人数	人		
使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/3・2/3・1/2		
	<input type="checkbox"/> アマチュアで使用 <input type="checkbox"/> アマチュア以外で使用		
入場料	<input type="checkbox"/> 徴収する <input type="checkbox"/> 徴収しない		
特別設備等設置の有無	<input type="checkbox"/> 有(別紙) <input type="checkbox"/> 無		
※ 使用料	施設使用料	円	※ 納期限 年 月 日 領収印
	夜間照明使用料	円	
	電気使用料	円	
	その他	円	
	合計	円	

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 2 収容人員を制限することがあります。

連絡先 美馬市多目的体育館 電話(0883)53-2424 FAX(0883)53-2425

様式第9号(第5条関係)

都市公園「テニスコート」使用許可書

次のとおりテニスコートの使用を許可します。

年 月 日

美馬市教育委員会 印

※ 許可番号		
申請者	氏名	Ⓜ (TEL)
	住所	
	団体名	
	使用責任者	(TEL)
使用年月日	年 月 日 曜日 時 分～ 時 分	
使用目的		
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート	
使用器具	品名 数量	品名 数量
使用予定人数	人	
使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/4・2/4・3/4	
	<input type="checkbox"/> スポーツで使用 <input type="checkbox"/> スポーツ以外で使用	
入場料	<input type="checkbox"/> 徴収する <input type="checkbox"/> 徴収しない	
特別設備等設置の有無	<input type="checkbox"/> 有(別紙) <input type="checkbox"/> 無	
※ 使用料	施設使用料	円 ※ 納期限
	ナイター使用料	円 年 月 日
	電気使用料	円
	その他	円
	合計	円

◎ 備考 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。

2 収容人員を制限することがあります。

連絡先 美馬市多目的体育館 電話(0883)53-2424 FAX(0883)53-2425

様式第10号(第5条関係)

都市公園多目的体育館個人使用券

㊦	No. _____	㊦	No. _____
都市公園多目的体育館 個人使用券		都市公園多目的体育館 個人使用券	
申請者 TEL		申請者	
美馬市教育委員会	日 付 印	美馬市教育委員会	日 付 印

様式第10号の2(第5条関係)

都市公園多目的体育館トレーニングルーム個人使用券

	No.
(市 内)	
都市公園多目的体育館 トレーニングルーム 個人使用券	
当日限り1回有効	<u>Y200</u>
美馬市教育委員会	

	No.
(市 外)	
都市公園多目的体育館 トレーニングルーム 個人使用券	
当日限り1回有効	<u>Y300</u>
美馬市教育委員会	

様式第10号の3(第5条関係)

都市公園多目的体育館トレーニングルーム使用回数券

	No.
(市 内)	
トレーニングルーム 使 用 回 数 券	
美馬市教育委員会	11枚綴

	No.
(市 外)	
トレーニングルーム 使 用 回 数 券	
美馬市教育委員会	11枚綴

様式第11号(第7条関係)

都市公園多目的体育館許可変更申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

次のとおり多目的体育館の使用を変更したいので、年 月 日付第 号による許可書を添えて申請します。

※ 許可番号		変更前の許可番号	
申請者	氏名	㊦	納付額 円
	住所		変更額 円
	電話番号		過不足額 円
使用年月日	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用施設			
使用予定人数	人		
変更する理由			
変更する内容			

様式第12号(第7条関係)

都市公園「テニスコート」許可変更申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

年 月 日付第 号許可によった事項について、変更したいので許可書を添えて申請します。

※ 許可番号		変更前の許可番号			
申請者	氏名	㊦	使用料	納付額	円
	住所			変更額	円
	電話番号			過不足額	円
使用年月日	年 月 日		時 分から		
	年 月 日		時 分まで		
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート				
使用予定人数	人				
変更する理由					
変更する内容					
都市公園「テニスコート」使用許可変更許可書					
上記申請のあった変更を許可します。					
年 月 日					
美馬市教育委員会					

様式第13号(第7条関係)

都市公園多目的体育館使用許可変更許可書

年 月 日

年 月 日付第 号で多目的体育館の使用を許可した事項を変更することについては、次のとおり許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 許可番号		変更前の許可番号	
申請者	氏名	様	納付額 円
	住所		変更額 円
	電話番号		過不足額 円
使用年月日	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用施設			
使用予定人数	人		
変更する理由			
変更する内容			

様式第14号(第9条関係)

都市公園多目的体育館設備変更許可申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

次のとおり多目的体育館の設備の変更をしたいので、使用許可申請書を添えて申請します。

※ 許可番号		変更前の許可番号	
申請者	氏名	㊦	使 納付額 円
	住所		用 変更額 円
	電話番号		料 過不足額 円
使用年月日	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用施設			
使用予定人数	人		
変更する理由			
変更する内容			

様式第15号(第9条関係)

都市公園「テニスコート」設備変更許可申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

次のとおりテニスコートの設備の変更をしたいので、使用許可申請書を添えて申請します。

※ 許可番号		変更前の許可番号			
申請者	氏名	㊦	使用料	納付額	円
	住所			変更額	円
	電話番号			過不足額	円
使用年月日	年 月 日		時 分から		
	年 月 日		時 分まで		
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート				
使用予定人数					人
変更する理由					
変更する内容					
都市公園「テニスコート」設備変更許可書					
上記申請のあった変更を許可します。					
年 月 日					
美馬市教育委員会					

様式第16号(第9条関係)

都市公園多目的体育館設備変更許可書

年 月 日

次のとおり申請のあった多目的体育館の設備の変更を許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 許可番号		変更前の許可番号	
申請者	氏名	様	納付額 円
	住所		変更額 円
	電話番号		過不足額 円
使用年月日	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用施設			
使用予定人数	人		
変更する理由			
変更する内容			

様式第17号(第10条関係)

都市公園内行為使用料減免申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

新町公園内行為使用料の減免を次のとおり申請します。

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	㊟ (TEL —)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL —)		
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで			
行為の目的				
減免申請理由				
予定人数	人			
行為の場所				
その他				
行為の使用料				
行為の区分	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
募金その他これに類する行為	円	円	円	
写真撮影				
映画撮影				
物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為				
競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催し				
合計				

様式第18号(第10条関係)

都市公園多目的体育館使用料減免申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

次のとおり多目的体育館の使用料の減免を申請します。

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	① (TEL —)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL —)		
使用年月日	年 月 日(曜日)		時 分から	
	年 月 日(曜日)		時 分まで	
使用目的				
減免申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設				
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/3・2/3・1/2			
使用施設使用料				
	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第19号(第10条関係)

都市公園「テニスコート」使用料減免申請書

美馬市教育委員会 様

次のとおり都市公園「テニスコート」使用料の減免を申請します。

年 月 日

※	申請書許可番号			
申請者	氏名	① (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL ー)		
使用年月日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
使用目的				
減免申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート			
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/4・2/4・3/4			
使用施設使用料				
	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第20号(第10条関係)

都市公園内行為使用料減免許可書

年 月 日

次のとおり申請があった都市公園内行為使用料の減免を許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	様 (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	様 (TEL ー)		
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで			
行為の目的				
減免申請理由				
予定人数	人			
行為の場所				
その他				
行為の使用料				
行為の区分	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
募金その他これに類する行為	円	円	円	
写真撮影				
映画撮影				
物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為				
競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催し				
合 計				

様式第21号(第10条関係)

都市公園多目的体育館使用料減免許可書

年 月 日

次のとおり申請があった多目的体育館使用料の減免を許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	様 (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	様 (TEL ー)		
使用年月日	年 月 日(曜日)		時 分から	
	年 月 日(曜日)		時 分まで	
使用目的				
減免申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設				
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/3・2/3・1/2			
使用施設使用料				
	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第22号(第10条関係)

都市公園「テニスコート」使用料減免許可書

次のとおり申請があった都市公園「テニスコート」使用料の減免を許可します。

年 月 日

美馬市教育委員会 印

※	申請書許可番号			
申請者	氏名	① (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL ー)		
使用年月日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
使用目的				
減免申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート			
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/4・2/4・3/4			
使用施設使用料				
	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第23号(第11条関係)

都市公園内行為使用料還付申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

都市公園内行為使用料の還付を次のとおり申請します。

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	㊟ (TEL —)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL —)		
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで			
行為の目的				
還付申請理由				
予定人数	人			
行為の場所				
その他				
行為の使用料				
行為の区分	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
募金その他これに類する行為	円	円	円	
写真撮影				
映画撮影				
物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為				
競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催し				
合計				

様式第24号(第11条関係)

都市公園多目的体育館使用料還付申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

次のとおり多目的体育館の使用料の還付を申請します。

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	① (TEL —)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL —)		
使用年月日	年 月 日(曜日)		時 分から	
	年 月 日(曜日)		時 分まで	
使用目的				
還付申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設				
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/3・2/3・1/2			
使用施設使用料				
	使用料	還付使用料	納入使用料	備考(割合)
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第25号(第11条関係)

都市公園「テニスコート」使用料還付申請書

美馬市教育委員会 様

次のとおり都市公園「テニスコート」使用料の還付を申請します。

年 月 日

※	申請書許可番号			
申請者	氏名	① (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL ー)		
使用年月日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
使用目的				
還付申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート			
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/4・2/4・3/4			
使用施設使用料				
	使用料	還付使用料	納入使用料	備考(割合)
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第26号(第11条関係)

都市公園内行為使用料還付許可書

年 月 日

次のとおり申請があった都市公園内行為使用料の還付を許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	様 (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	様 (TEL ー)		
行為の期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで			
行為の目的				
還付申請理由				
予定人数	人			
行為の場所				
その他				
行為の使用料				
行為の区分	使用料	減免使用料	納入使用料	備考
募金その他これに類する行為	円	円	円	
写真撮影				
映画撮影				
物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為				
競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催し				
合計				

様式第27号(第11条関係)

都市公園多目的体育館使用料還付許可書

年 月 日

次のとおり申請があった多目的体育館の使用料の還付を許可します。

美馬市教育委員会 印

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	様 (TEL ー)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	様 (TEL ー)		
使用年月日	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで			
使用目的				
還付申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設				
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/3・2/3・1/2			
使用施設使用料				
	使用料	還付使用料	納入使用料	備考(割合)
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第28号(第11条関係)

都市公園「テニスコート」使用料還付許可書

次のとおり申請があった都市公園「テニスコート」の使用料の還付を許可します。

年 月 日

美馬市教育委員会 印

※ 申請書許可番号				
申請者	氏名	① (TEL —)		
	住所			
	団体名			
	使用責任者	(TEL —)		
使用年月日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
使用目的				
還付申請理由				
使用予定人数	人			
使用施設	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート <input type="checkbox"/> Dコート			
アリーナ使用区分	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 部分使用 1/4・2/4・3/4			
使用施設使用料				
	使用料	還付使用料	納入使用料	備考(割合)
施設使用料	円	円	円	
ナイター使用料				
電気使用料				
その他				
合計				

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第3条関係)
様式第5号 (第4条関係)
様式第6号 (第4条関係)
様式第7号 (第4条関係)
様式第7号の2 (第4条関係)
様式第8号 (第5条関係)
様式第9号 (第5条関係)
様式第10号 (第5条関係)
様式第10号の2 (第5条関係)
様式第10号の3 (第5条関係)
様式第11号 (第7条関係)
様式第12号 (第7条関係)
様式第13号 (第7条関係)
様式第14号 (第9条関係)
様式第15号 (第9条関係)
様式第16号 (第9条関係)
様式第17号 (第10条関係)
様式第18号 (第10条関係)
様式第19号 (第10条関係)
様式第20号 (第10条関係)
様式第21号 (第10条関係)
様式第22号 (第10条関係)
様式第23号 (第11条関係)
様式第24号 (第11条関係)

様式第25号 (第11条関係)

様式第26号 (第11条関係)

様式第27号 (第11条関係)

様式第28号 (第11条関係)